



2026 年7月 14 日

各位

会 社 名 新光商事株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小川 達哉
(コード番号 8141 東証プライム市場)
問 合 せ 先 常務取締役 一色 修志
電 話 番 号 (TEL. 03-6361-8111)

(変更)「加賀電子株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する
意見表明に関するお知らせ」の一部変更について

当社が、2026 年5月 15 日付で公表いたしました「加賀電子株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」(2026 年6月 26 日付で公表いたしました「(変更)「加賀電子株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」の一部変更について」による変更を含みます。)について、一部変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本変更は、加賀電子株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が本日付で公表した「新光商事株式会社(証券コード:8141)の普通株式に対する公開買付けに係る公開買付期間延長のお知らせ」に記載のとおり、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付けに係る買付け等の期間が延長されたことに伴い、生じたものとなります。

なお、変更箇所につきましては、下線で示しております。

記

2. 買付け等の概要

(変更前)

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月18日(月曜日)から2026年7月14日(火曜日)まで(42営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金1,580円
買付予定数の上限	—(株)
買付予定数の下限(注2)	19,226,700(株)

<後略>

(変更後)

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月18日(月曜日)から2026年7月29日(水曜日)まで(52営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金1,580円
買付予定数の上限	—(株)
買付予定数の下限(注2)	19,226,700(株)

<後略>

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

公開買付者は、2026年5月18日から本公開買付けを開始いたしました、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、2026年6月26日、公開買付期間(以下に定義します。)を2026年7月14日まで延長し、合計42営業日とすること(以下「本期間延長」といいます。))を決定したとのことです。また、公開買付者としては、1,580円という本公開買付価格は、当社の価値を十分に反映した価格であり、かつ、当社の株主の皆様にとって最善なものと考えており、当社の株主の皆様による当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、本日現在、本期間延長後も本公開買付価格を変更する予定はないとのことです。

(変更後)

<前略>

公開買付者は、2026年5月18日から本公開買付けを開始いたしました、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、2026年6月26日、公開買付期間(以下に定義します。以下同じです。)を2026年7月14日まで延長し、合計42営業日とすることを決定したとのことです。その後、公開買付者は、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、2026年7月14日、公開買付期間を2026年7月29日まで延長し、合計52営業日とすること(以下「本期間延長」といいます。))を決定したとのことです。また、公開買付者としては、1,580円という本公開買付価格は、当社の価値を十分に反映した価格であり、かつ、当社の株主の皆様にとって最善なものと考えており、当社の株主の皆様による当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、本日現在、本期間延長後も本公開買付価格を変更する予定はないとのことです。

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(変更前)

公開買付者は、買付け等の期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ(金融商品取引法第27条の2第2項、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第8条第1項)、42営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令で定められた期間と比較して長期に設定することにより、当社の株主の皆様による本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、買付け等の期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ(金融商品取引法第27条の2第2項、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第8条第1項)、52営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令で定められた期間と比較して長期に設定することにより、当社の株主の皆様による本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

② 株式併合

(変更前)

<前略>

本臨時株主総会を開催する場合、2026 年9月下旬を目途に開催される予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と当社との間で協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

本臨時株主総会を開催する場合、2026 年 10月中旬を目途に開催される予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と当社との間で協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。

<後略>

9. その他

(変更前)

① 「2026 年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

当社は、2026 年5月 15 日付で当社決算短信を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

② 「剰余金の配当に関するお知らせ」の公表

当社は、本日開催の取締役会において、2026 年3月 31 日を基準日として、1株当たり 12.50 円の剰余金の配当を行うことを決議しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

③ 「株式会社レスターとの資本業務提携の解消に関するお知らせ」の公表

当社は、本日開催の取締役会において、レスターとの間で 2024 年 10 月 31 日に締結した資本業務提携契約に基づく資本業務提携を解消することを決議しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(変更後)

① 「剰余金の配当に関するお知らせ」の公表

当社は、2026 年5月 15 日開催の取締役会において、2026 年3月 31 日を基準日として、1株当たり 12.50 円の剰余金の配当を行うことを決議しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

② 「株式会社レスターとの資本業務提携の解消に関するお知らせ」の公表

当社は、2026 年5月 15 日開催の取締役会において、レスターとの間で 2024 年 10 月 31 日に締結した資本業務提携契約に基づく資本業務提携を解消することを決議しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

③ 「2027 年3月期の配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

当社は、本日付の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2027 年3月期の配当予想を修正し、2027 年3月期の中間配当及び期末配当を実施しないことを決議しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。なお、公開買付者によれば、本公開買付価格(1,580 円)は、2027 年3月期の中間配当及び期末配当を無配とすることを前提としているとのことです。

(参考)

公開買付者による本日付公表資料「新光商事株式会社(証券コード:8141)の普通株式に対する公開買付けに係る公開買付期間延長のお知らせ」(別添)

以上